

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準の改正に関する検討会
第1回 議事録

■日時：2018（平成30）年9月21日（金）10:00～12:00

■場所：都市センターホテル 5階オリオン

■議事：

1. 開会

2. 国土交通省挨拶

➤ 国土交通省住宅局建築指導課 淡野課長 挨拶

国土交通省住宅局建築指導課長の淡野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はあいにくの天気の中、ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する第1回検討会にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。簡単にこれまでの経緯、背景等をご紹介いたしたいと思ひます。

丁度、今月の16日に総務省が人口推計を公表いたしましたけれども、70歳以上の方の人口の占める比率が初めて20%を超えたという、非常に超高齢者社会が既に到来をしているということ、また、2020年のオリンピック・パラリンピック大会開催に向けまして、一層バリアフリー化を加速していく必要があるということから、特にホテル・旅館につきましては、まず、車椅子利用者用客室の設置基準の見直しを行うということで、昨年12月から検討会を設けまして、本年6月12日に行われた検討会において、政府として当面对応すべき方向性についてまとめて頂きました。その検討会にご参加頂いた方々には、また引き続き本検討会にもご参加頂いております。また引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

その本年6月12日に行われた検討会の取りまとめの際に、「設置基準につきましては、建築する、客室総数の1%以上を車椅子の方々等に利用可能とする」ということで、基準の見直しを行うという方向性を頂きました。こちらにつきましては、現在、政令の改正作業を進めているところでございまして、順調に進みますと、来月10月にも閣議決定の上、政令を改正いたしまして、来年9月以降に着工されるホテル・旅館については、その新しい基準を適用するというところで、現在準備を進めているところでございます。

また、併せまして、地方公共団体が、バリアフリー条例により規制の範囲や基準自体を強化できる取組みを推進する観点から、基本方針についても現在、改正を進めているところでございますし、バリアフリーに関する的確な情報提供を行うための環境整備等についても進めているところです。加えて、本年6月12日に行われた検討会の際には、デザイン性と快適性を両立するような商品の開発や設計について進めて頂くように、関係する各業界にお願いをすることも求められていましたので、そちらは、各関係団体に要請通知をして、お願いを進めているところでございます。

本検討会は、車椅子利用者用客室の設置基準の見直し内容も反映した形で、建築設計標準のうち、ホテル・旅館に関する部分の記述を更新して、より現在の状況を反映したものに改定をしていくということと、この機会に優れた事例を改めて収集して紹介することを通じ

まして、ホテル・旅館における一層のバリアフリー化を推進していこうということで考えております。非常にまたお時間のない中、恐縮でございますけれども、年度内にホテル・旅館に関する建築設計標準の追補版をまとめて頂いて、基準の見直しの施行と併せまして一層、ホテル、旅館に関し、上手な形でバリアフリー対応を進めていきたいというように思っておりますので、委員の皆様には、ぜひ忌憚のないご意見を頂いて、建築設計標準のホテル・旅館向けの追補版が充実した内容となりますようにご協力方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介

- 委員紹介
- 座長紹介

資料1の設置要綱の第4条で記載しておりますが、今回の検討会は、東洋大学の高橋教授に座長をお願いしております。

4. 座長挨拶

- 東洋大学ライフデザイン学部 高橋教授 座長挨拶

東洋大学ライフデザイン学部の高橋儀平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

只今、国土交通省の淡野課長からお話がありましたけれども、建築設計標準の追補版という形になりますが、改正につきましては、2020 東京オリンピック・パラリンピック大会の開催決定はもとより、そして今回のバリアフリー法の改正も大きく影響しています。それから、先ほど、人口推計のお話がありましたけれども、これからかなり多くの高齢者の方々のホテル・旅館の利用が予測されます。やはりホテル・旅館というものは、人生の旅と同じように楽しく豊かであるべきでなければならないというように思っておりますので、そういう場を、誰もが差別を受けない環境になるように整えていかなければいけないというように考えております。

ホテル・旅館のバリアフリー化の課題につきましては、皆様方よくご存じだというように思いますけれども、やはり日本の親しみやすい和風旅館のバリアフリー改修の問題があるかと思えます。旅館は、日本の伝統的な文化というように言ってもいいかもしれませんので、そのあたりをどうしていくかということが1つと、それからホテルについては、1964年に初めて開発されましたユニットバス、こちらを現代の、あるいはこれからの未来のあり方に向けた改善、あるいはバージョンアップをしていけるかどうかということが重要な課題の一つかというように思っています。

今回の改正の中では、より設計者、あるいは事業者の皆様方、建築主の皆様方にとってわかりやすいものにさらに進めていかないと、やはり普及していきません。一生懸命上から目線で啓発しようとしてもなかなか理解が得られないということもあります。そのあたりがうまく伝わるようなわかりやすい建築設計標準に改正できないだろうかということが大きな狙いだというように私も聞いております。是非、関係各団体の皆様方、そして、特に障害を持っている団体の皆様方には、忌憚のないご発言を積極的に頂いて、これからの差別のない社会の一助になっていくような建築設計標準の改正に努めて参りたいというように

思いますので、どうぞご協力の方、よろしくお願い申し上げます。

それでは、簡単ですけれども、これで私の挨拶にかえさせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

5. 議事

(1) 本検討会の設置について

- 資料3、参考資料1・2：国土交通省住宅局建築指導課 高木企画専門官より説明
- 参考資料3：観光庁観光産業課 坂野課長補佐より説明
- ご意見、ご質問について、特に無し。

(2) 検討の方向性について（案）

- 資料4：国土交通省住宅局建築指導課 高木企画専門官より説明
- 資料5：市浦ハウジング&プランニング 遠又住宅技術室長より説明

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- それでは、皆様方からいろいろのご発言やご質問等を頂ければというように思います。よろしくお願いいたします。

【DPI 日本会議 今西委員】

- 本検討会は、資料3別紙にある「④バリアフリーに係る建築設計標準の充実・普及」が主な検討課題となると思いますが、その前段として、幾つかの課題が抽出された中で出てきたのではないかと思います。今回、①バリアフリー客室の客室設置数に係る基準の見直し（政令改正）により、客室総数の1%以上の車椅子使用者用客室の設置が義務化され、今後一律に車椅子使用者用客室の客室数は増えてくると想定されます。ただやはり、基準とは別に誘導基準、若しくはガイドラインとして整備していくためには、例えば100室までなら基準の1%に加えて何部屋だとか、また200室までならば同じように1%に加えて何%の上積みをしていくとか、1%に加えホテルの規模毎に階層に分けた上積み分を設定しガイドラインに示していく必要があるのではないかと、という提案です。
- もう一方で、今回の政令改正では一般客室のUD化というものは義務化されることはなかったですが、車椅子使用者の中には車椅子使用者用客室以外で、一般客室がUD化されていれば利用できる人たちも大勢いるため、一般客室のUD化を促進していくうえで一般客室の何%を整備していくというような基準をガイドラインとして示していく必要があるのではないかと考えています。こうしたガイドラインを基準にすることに対し、国としてどのようにお考えなのか、確認したいと考えています。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 先ほど3事例についてご説明頂いて、他にもザ ロイヤルパークホテル 東京羽田等、3事例あるとお聞きましたが、その3事例も見せて頂きたいというのが1つです。また、資料5の事例1の日本青年館ホテルのようにユニバーサルフロア（車椅子使用者の利用にも配慮した客室階）を設けている事例紹介がありましたが、出来ればユニバーサルフロアということだけではなく、普通のフロアでも車椅子が回転できるスペースを増やして頂きたいです。例えば、一般のトイレや一般客室内でも車椅子が回転できるスペースを設けて頂ければ、必ずしもユニバーサルルームではなくても良い

という人も多いと思いますので、そういうことも考慮して頂ければありがたいです。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。ご質問の他の3事例は、黄緑のファイルの中の後半の方に載っています。

【日本盲人連合 橋井委員】

- 私ども視覚障害の立場からは、設計に関する要望はあまりありません。視覚障害者のうちの7～8割を占める弱視の方からのニーズとしては、輝度に対する配慮や壁と柱の色を分けてもらうとか、全盲になった者からは、部屋の柱に角があるとぶつかって怪我につながるため、柱を丸くしてほしいとか、という要望があります。また、扉の色に合わせて部屋番号表示をわかりやすくといった要望もあります。やはり一番危惧するのが、お風呂のシャワーのお湯の出し方等、水廻りの使い方がホテルによって違います。そうした衛生設備はシンプルな方法で使えるようなものを作って頂ければいいのかなと思います。また、最近よくホテルを使って気になることは、最近のエレベーターには点字も付いているが、エレベーターにおいてルームキーを使わないと降りられないことがあります。タブレットも視覚障害者にとっては使いこなすことが難しい。私たち視覚障害者は、1人でホテル・旅館に宿泊する場合がありますので、最終的には、宿泊するところでハードよりもソフト面で、人的配慮をして頂くのが重要と考えています。

【全日本ろうあ連盟 吉野委員】

- 聴覚障害者の立場としては、音声情報というのが全く私たちには入ってこないというような状況です。配付資料を見ると、音声情報の環境ばかりが整っているというように思います。聞こえない人たちに対して情報が入ってこない、そのための聴覚障害者のためのバリアフリーというものが本当に少ないと思い、とても残念に思います。例えば、聴覚障害者がもし何か災害が起きたときの情報等について、すぐにわかるような方法等について環境の整備が必要だと思います。それから、私は今までホテルに宿泊した経験がたくさんありますがけれども、特に言いたいことは、テレビのリモコンに字幕ボタンがない場合があります、テレビの機種選定に関する改善が必要と感じています。今後、こうした事項について盛り込んで頂くとともに、今後の改正についても、聴覚障害者が一緒に入って検証をしていって、変えていけるような方法にして頂きたいと思います。

【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- 私自身は車椅子や松葉杖を使用しているが、最近は片マヒの方が非常に増えてきている。福岡市で、昭和53年より毎年1年に1回旅行（最大270人、現在は100人程度）を企画しているが、旅行を企画する際には旅館のお風呂とトイレを最初に調べる。最近いろいろ工夫されているが、実用的でないところに手すりがついていることも多い。特に高齢で片マヒの場合、浴槽の高さが高いと跨ぐときに濡れ場ですので足元が不安定となり、入ったら出にくい。特に水回りは滑るので危険もあります。やはり、浴槽の高さをもっと低くして頂くとか、入るところだけをちょっと広くして頂くとか、そういう安定感ができれば非常に使いやすいと思います。資料5の事例集P22にあるヒノキ風呂の事例はとても良い事例であります。旅館に行くと、こうした浴槽が多いのですが、事例のようなバリアフリー対応のお風呂であれば、非常に安全で安心して入れます。また、手すりの位置もの非常に良い。やはり、関係ないところに手すりを設置されてもなかなか実用的ではありませんので、ヒノキ風呂の手すりのように何かに支えて出入りできるとか、握ることによって安定感が非常にありますので、こういう設計上の工夫をして頂ければ良いと思います。
- 和洋折衷の畳の部屋（特に改装）が、旅行に行って快適な思いをするというのは、全部の床をフロ

ーリングにする洋室ではなくて、やはり畳の部屋であるということが非常に快適で、私たちも普段は車椅子に乗ったり、椅子生活をしているなかで、旅行に行って、畳の上で伸び伸びと楽しむことができます。これに該当する和洋折衷の畳の部屋については、資料5の事例集P20にあります。こあがりの畳の部屋があると非常に好評であり、車椅子からの移乗や杖の方が、ちょっと腰かけるだけの高さであれば非常に使いやすいです。高すぎても、低すぎても使いにくいんですが、こういうふうな部屋であれば、特にこういう旅館的なところは非常に快適ではないかと思っています。

- また、部屋のトイレが使えないことがある場合、各階の共用部に必ず1カ所の車椅子使用者用トイレがあれば、非常にありがたいと思っています。例えば、団地で宿泊する場合、一般客室内のトイレが使用できないと、わざわざ、車椅子使用者用客室内のトイレを使いまわすという事態が多く生じています。各階の共用部に車椅子使用者用トイレが設置されていると団体利用の場合は有効であるので設計上、工夫して頂けないかと思っています。最近ではレストラン内にトイレがなく、一旦、店の外に出て、ビル内のトイレを利用することもあるように、共用部に車椅子使用者用トイレがあれば、非常に便利であります。

【全国精神保健福祉会連合会 小幡委員】

- 参考資料3にある宿泊施設のバリアフリー情報発信について、今後、情報提供の促進が進むと思われませんが、ホテルからの設計情報の情報提供の仕方や発信方法がバラバラだと受け手側はわかりにくいいため、情報提供の標準化を意識して充実して頂きたい。また、車椅子使用者用客室だけでなく、一般客室をバリアフリー化していく中で、一般客室等についてもベッドの移動可能な情報、スイッチの高さ・位置情報、360度のVR映像等をホームページ上で提供する等、情報提供の中に組み込まれるよう、充実をお願いしたい。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 本検討会は、前回と比べてかなり設計の関係者の方、ホテル・旅館側の関係者の方、我々障害を持った方の関係団体と、大勢の方が参画されている検討会になったということで、2020年オリンピック・パラリンピック大会開催を契機として、その後、5年後、10年後、本当に検討会で議論して良かったと言われ、皆様と一緒にいろんな知恵を出し合って、日本らしいユニバーサルデザインの方角性をつくっていったらいいかなと思います。特に、車椅子のためだけのバリアフリーというところでも限りもありますから、5年後、10年後、高齢化も見据えて、日本のあるべき共生社会に向けて、車椅子の方だけではなく、いろいろな方が使いやすいという具体的な工夫について皆さんで知恵を絞って、建築設計標準を充実するべきと考えています。例えば、日本の旅館にしてもいいところは残して、ただ洋室にすればいいという話ではないと思っています。外国の大勢インバウンドの方がいらっしゃいますので、やはり和室等の日本式のお部屋が、日本に来てこういうところに泊まってよかったと言われるような、そういった設計も多分あると思いますので、そういうのも含めていろいろな方の知恵をこの検討会で集めて頂いて、より有効な会議にさせて頂ければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。最初のほうのDPIの今西さんからの車椅子使用者用客室の1%プラスアルファへの検討とか、一般客室のUD化についてはこれまでもたくさんの方々にご発言頂いていますけれども、まずそのあたりについて、国交省の方からでよろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課 淡野課長】

- 貴重なご意見いろいろとありがとうございました。DPI 今西様のほうから国の見解をとということでしたので、回答いたします。6月までの検討会の際にもいろいろとご議論頂きまして、車椅子使用者用客室の1%という水準は、現状としてまずは一步前進したと考えており、新しい設置基準をつくっていかうと決定して頂きました。多分、その先という見解からのご指摘だと思います。当面は、車椅子使用者用客室の1%を上回る数の部分については、やはり引き続き2%を原則とする誘導基準の趣旨について周知をしていくということで、引き続き対応していきたいと思っております。
- バリアフリーに配慮した一般客室についても、目安を示すべきではないかというご指摘がございました。そちらについては、前回の検討会の際に実態調査をさせて頂いており、車椅子使用者用客室と、あとはそれに準ずるような一般客室(浴室等の水廻りの出入り口部分だけ70cm以上)で、実態として全体で3%台となっております。現在の実態として、これぐらいが実際に整備されているというのをご紹介することで、整備する方の参考になるのではないかと思います。いきなり基準というような形よりは、例えばそういう示し方をするので、そういう取組みを誘導していくような工夫、そういうものもこの検討会の中でご検討頂ければと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ご説明ありがとうございました。誘導基準は2%ですけれども、一般的な公共的な建築物とは違って、やはり宿泊施設の客室部分が中心になるので、誘導基準というところも結構ハードルが高いところなんかもありますので、ホテル・旅館にとっての誘導基準の具体的な目安、あり方についても少し書き込んでいこうかな、そういうこともできないだろうかというようなお話だと思います。少し前向きな方向でということかだと思います。ありがとうございました。事務局のほうでご検討頂ければと思います。

【DPI 日本会議 今西委員】

- これまで、他の団体の方からもいろいろな意見が出たと思います。車椅子使用者用客室1%ということで、今後はある程度一定の整備は進んでいくと思います。しかし、それ以外の一般客室はこれまでと変わらず使えなかった状況です。一般客室については車椅子の人が簡単に使えるようトイレ、浴室の入り口に段差なく中に入れる幅があれば回転できなくても良く過度な整備を求めているわけではありません。そうした一般客室のUD化を進めるための目標数値、比率を出していく必要があるのではと考えています。車椅子使用者用客室には、誘導基準で2%と示されているわけで、一般客室についても誘導基準として何%というような目安をきちっと立てて作ることが求められます。一般客室のUD化は車椅子使用者だけではなく、視覚障害者や聴覚障害、高齢者も使いやすい作りになるかと思っています。
- 一方で、車椅子使用者用客室については、これまでさまざまな障害者からバリアフリー整備の要望が出されて、それが建築設計標準に反映してきたわけですが、反映しすぎてオーバースペックになっていると感じています。前回検討会の課題として一般の宿泊客が利用しようとしたときに違和感を感じてしまうということで、稼働率が悪いという問題があったと思います。こうした課題についてもこの検討会の中で改めて車椅子使用者用客室の整備内容を見直しするなり、整理をしていく必要があるのかと思います。そうすれば、ホテル・旅館の事業者が車椅子使用者用客室を整備していくときの負担も大分軽減されるのではないのかと思います。そういうところまで、ぜひとも踏み込んで頂ければと思っています。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 誘導を図るということで、現在の建築設計標準の中でも望ましい水準というのがありますが、望ましい水準を全て満たさないと望ましいことにならないのかという理解がされてしまっているところがあります。それが結果的に誰もが使えないようなオーバースペックになっているということかと思えます。このあたりも少し現実的な側面も含めてできる限りさまざまな人が、今回の検討では、バリエーションというような言葉を使っておりますので、そこで多様な考え方ですとか、デザイン事例が示せばというように考えているかと思えます。
- 先ほど、全日本ろうあ連盟の吉野委員のほうからの災害時の課題がありましたけれども、こちらのほうも、現在の建築設計標準の中にも書かれているところではありますが、とても重要な視点だというように思いますので、災害情報、あるいは聴覚情報、音声以外の視覚情報についてもしっかりと事業者等に伝わるように見直しを行い、書き込んでいきたいというように思います。よろしくどうぞお願いいたします。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- これまでの議論の中で、ユニットバス等いわゆる水廻り関係のことが、話題になっていたと思えます。当然、車椅子からの移動、移乗ができるような居室空間と、あわせて移動の際の滑りの問題を解消するにはトイレとバスの分離化、安全面での手すりの位置等が重要です。一般の方も利用可能な居室となれば、必要最低限の対応の標準をどうするのかの部分と、シングルとツインの違い、付き添いの方が同伴して宿泊される場合とお一人で宿泊を希望される方、それぞれニーズがあろうかと思えます。そういった意味では、基準を考える際に特別な部屋というよりも、快適に利用できる部屋というような観点で考えて頂けると非常に柔軟性が出てくるのではないかなという気がしています。
- 発達障害の中には、感覚の過敏性を伴う方もおられます。視覚過敏では、光の調節がある程度コントロールできるような、調光機能も設けて頂けると非常に良い。最近LEDとかでかなりまぶしく感じることもありますし、逆に暗すぎる場合もありますので、ちょっとしたことが原因でパニックを引き起こすなど、このようなことが障壁になってなかなか安心して利用ができないというともありますので、配慮を頂きたい。
- 聴覚過敏では、音による遮音性能の配慮についてホテルによっては、隣の方の音とか、そういったところで急に壁がドンと大きな音がすると非常にびっくりしたりとかということもあります。そういった意味で、換気扇とかクーラーとかの音への配慮ということも一つ大きな視点かなと思えます。
- あともう一点、重要なのはハード面ということで、バリアフリーということは重要な視点かと思えますが、従業員の方の障害の理解であったりとか対応であったりとか、受け入れる側の方々の準備もあわせてご検討頂けると非常に利用しやすい、安心して安全、先ほど災害時、もし避難経路をどうするかということも、やはり車椅子の方ですとなかなか従業員の方にお世話にならないと、例えば電動車椅子とかであると、どうしても災害時に避難できないという問題もあります。そういった意味では、安全性の確保という意味においてもご配慮頂けるとありがたいというように思いました。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。観光庁の方から情報提供の話が最初にありましたけれども、そちらと同じように、ソフト面の情報提供マニュアル等もつくられていらっしゃるかというように思いますが

ども、また機会がありましたら情報提供頂ければというように思います。

【東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 松田委員】

- もう既にいろいろなことが指摘されておりますし、現在の建築設計標準でもかなり盛り込まれている内容もあります。今、高橋座長からありました、やはり参考資料3の観光庁でつくられた「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」は重要になってくるのではないかと考えております。全国精神保健福祉会 小幡委員からもお話がありましたとおり、使い手が、どのようなホテル、どのような旅館かという情報をどうやって入手できるかということが非常に重要なことになってくるのではないかと考えております。また利用される方と実際にホテル経営をされる方、設計される方が情報を交換することで、考えなければならぬポイントがまた明確になってきて、建築設計標準の検討においても、ポイントとなる点、あるいはもう少し詳しく情報が必要である点などがもっとわかってくるのではないかと考えています。そういう意味では、実際に使われる中で、今後よりよきブラッシュアップが求められていると思います。そのためにぜひ、設計側、あるいはホテル・旅館業界の方から積極的なご意見を頂けるといいなと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 国土交通省の中ですので連携しながら必要な情報を提供していくという形かと思えます。ありがとうございました。

【国際観光施設協会 野出木委員代理（山田委員）】

- 本日は委員である山田の都合がつかないため、私 野出木が代理で出席させて頂いております。我々の協会は、ホテル・旅館等の設計、コンサル、あるいはゼネコン、工務店、メーカーが会員の団体です。現在、協会内の技術委員会の活動として、バリアフリー客室の見直しを行い、既存のホテルの改修も含めて、体の不自由な方、あるいは高齢者の方が使いやすい客室はどういう姿があり得るだろうかという研究を進めております。事業者の方々から車椅子用客室は最低限で良いという意見が多いのが実情です。なかなか売れない部屋だし、一般の方が泊まったときに使い勝手というか、雰囲気が悪いという、そういう強い要望があって、なかなか事業者に迎え入れられていないという状況があります。したがって、その部屋数が実質的なパーセンテージとして増えないという状況があり、それを何とか打開する手はないだろうかという研究を進めています。例えばユニバーサルデザインという言葉でくりますと、中にはいろいろな障害をお持ちの方々がいらっしゃるので、それに対して全て満たそうとしますと非常にオーバースペックな条件が加わってしまい、それが結局は事業者を受け入れられなく、実質的な数が増えていかないというジレンマが起きているように思います。そういう意味で、義務基準や誘導基準という二本立てではなくて、もう少し幅をもたせてはどうかと思います。例えで言いますと、ミシュランの星と同じように、四つ星、五つ星になると今の改正の基準に基づいた姿になるけれども、三つ星、二つ星でも、障害のありようによってはこれでも使えるといった客室もあると思います。これなら予算の宿泊費の中で泊まれる、この小さな部屋でも十分に使えるという、そういう評価を頂けるカテゴリーがあるのではないかとと思います。それに対してどういうツールを用意して、どういう施設対応をすればいいかを、我々の協会としては活動の中で探っていきたいと思えます。ぜひ、事例紹介の中で、そういうカテゴリーを感じさせるような事例の紹介とか工夫を取り上げて頂ければいいと思えます。

【日本ホテル協会 岩佐委員】

- 日本ホテル協会でも同じようなことを現在、実施しておりまして、実は一般客室のUD化に向けて、

今年の私どもの事業としてモデル事業を始めているところでございます。車椅子使用者客室と一般客室とに分けて、モデルなので使用前からの効果を示すため、ビフォーアフターという形で、今現在の客室の姿と、改修した後のUDルームの姿をビジュアルで示し、実際にホテルの経営者に目で見えてご理解を頂けるようなものをつくろうと考えているところでございます。この事業は、まず東京都内の、私ども日本ホテル協会の会員ホテルに対して、一般客室を車椅子使用者用客室、又はUDルームに改修する意向があるかどうかヒアリングさせて頂いて、今現在、改修の意向のある複数の会員ホテルに手を挙げて頂いているところでございます。実際に、25㎡以上のお部屋になるかと思いますが、できるだけ投資が少なく、かつ、多くの皆様に快適に利用頂けるような部屋にするためには、こういう改修又は設備が必要だということを、少しバリエーションを組んで対応していきたいと考えているところでございます。

- 今回、(配布資料の)この事例紹介の例を拝見して、客室のバリエーションを増やしていく必要があるだろうというように見ております。特に新築については、これから1%以上を目指していくこととなりますが、事例よりも狭い客室特化型のビジネスモデルのホテルも多くございますから、そういう方々の参考になるよう、日本青年館ホテルの例は比較的近いのかもしれませんが、ツインでももう少し小さなお部屋を参考にできるというのではないかと思います。また、改修の部分、これについても、もう少し小さな客室の例があると参考になるのではないかなと思います。それに関連しますが、事例で示されている客室は広いので、客室料金はいくら位なのか気になります。皆様が利用しやすいような価格帯の客室の事例紹介も、バリエーションとして増やしていけたらいいのではないかなというように感じました。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。従前ですと、客室面積が増えてしまうとどうしてもコストアップになるということになっています。今日の事例でもそうですけれども、少しずつ通常の一般客室と車椅子使用者用客室でも同じ面積でコストが変わらないというものもかなり出始めていますし、20㎡を切るような形でも、場合によってはぎりぎりかもしれませんが、アクセシブルな部屋がつけられるという、そういう事例も出てきているかというように思いますので、そのあたりバリエーションをもって研究を進めて頂きたいというように思います。

【日本旅館協会 神田委員】

- 以前の会議でも少し申し上げた部分がありますが、今回こういう会議に出させて頂いて、障害をお持ちの方という中でもいろんな障害があるのだなというのを本当につくづく感じております。旅館としても、何とか皆様に楽しくご利用頂きたいという気持ちはありますが、いかんせんご存じのとおり、旅館というと、畳敷きだったりという部分が多くて、どうしても車椅子の方にご利用頂けない部分もある場合があります。ただ、先ほども申し上げましたように障害をお持ちの方でもたくさんいらっしゃいますので、例えば、弱視の方の対応だったりとかということについては、旅館はきっちり対応できるとか、そういうことで各旅館の強みを設けていったほうが今後は良いのかなという気がしております。そうした場合にも、改修について、活用可能な支援制度等ということでご用意している地方自治体の一覧表(参考資料2の別添3)もありますが、77カ所の自治体による回答があるのですが、47都道府県・市町村の数(約1,770程度)に対して約4%強の自治体しか用意して頂いていないという現状があるということはお理解頂いて、これも各都道府県や市町村においてそれぞれ支援制度を用意して頂けるような対応も何とか国のほうにお願いしたいなと思ってい

ます。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。既存の旅館、あるいはホテルの改修への支援制度は、自治体は77で少ない状況で、実際に事業者の方々がどこまで知らされているかというのもあると思います。現在、観光庁の方でも、昨年度年末から支援制度を実施しておりますので、アウトラインを少し、口頭で結構ですので、現在の状況をお話し頂けますでしょうか。

【観光庁観光産業課 坂野課長補佐】

- 観光庁では、昨年度から旅館・ホテルのバリアフリー改修のための補助金を創設しております、大きく分けてメニューとしては2点ございます。1点目が、客室とかの緊急的な細かな、例えば手すりの設置ですとか、そういった細かな改修に対して上限100万円として定額で補助をしております。また、2点目として、例えば段差の解消であるとか、あと廊下を広くするとか、そういった大規模な改修に対して上限500万円で補助率2分の1の補助をしております。こちらの補助金につきましては、来年度、平成31年度予算としても予算要求をしております、現在、財政当局と調整をしている状況でございます。

【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 中村委員】

- 当協会に加盟している宿泊事業者は状況的には、事業規模の小さい個人事業者も大変多い組織であります。今までお話を伺ってしまして、素晴らしい設備が整ってくるということであれば、こういう情報があるといろいろと効果をもたらせるのではないかとこのように思いますが、当協会に加盟する個人事業者も多いものですから、一般客室まで法的に義務化を押し進められますと、見方を変えますと、宿泊事業の継続が出来ないということも出てくることを懸念しております。今後につきましては、地方自治体との連携も含めまして、こういう取り組みについて情報啓蒙をしていきたいと思っております。
- また、例えば共用のお風呂に入って頂く場合などで温泉地の様に大浴場があれば、バスタブ付きの客室がどうしても必要なかどうか、むしろシャワーの方が車椅子の皆さんにはご利用頂きやすいのではないかと、公共的にシェアするお風呂に入ったほうがいいのか、貸切りの家族風呂がいいのか等、お客様に様々な情報提供しながら、楽しみ方はそれぞれお客様に選んで頂けるような情報発信というものを大切にしながら、的確にお伝えして対応できるようにしていければならないということを考えています。
- 昨今のやはり災害の問題につきましては、ユニバーサルツーリズムの観点からしますと、外国人の方にも大きな障害がありますが、いまだにJRさんでも、音声の部分に対して録音であれば英語が出ますけれども、通常は車掌さんが日本語でしゃべるしかないということになれば、これもやっぱり改善をしていかなきゃいけないということにもなりますし、総合的に取り組むところがいっぱい出てくると思います。それでもやはり少しでも利用される方々に的確な情報発信ができるように努めていけるようなことをまたご指導頂きながら展開すべく、組合の皆さんとも話し合いを進めていきたいと思っておりますし、情報啓蒙していきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願ひします。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。個人事業者が多い全旅連のお話でしたけれども、そういう個人事業者でもできる限り先ほど出ているように、稼働率が高まっていくような工夫をしていく、日本の伝統的な旅館、そういう形式も可能な範囲でということですので、単純に基準で厳しくしてということでは

なく、より良い経営に結びつくような、そういう方向でこの場でも示していきたいというように思いますのでご協力よろしくお願いをしたいと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 先ほど、事業者の方と設計の方からお話が出たように、私も全くそのとおりでと思っています。実は車椅子使用者用の客室を使いますかと聞かれたら、私は逆に、いや結構です、普通の一般客室でいいです、と返答しています。なぜかという、殺風景で非常に使いづらい部屋が意外と多いと思っているからです。例えば私の場合は広い水廻りは必要なく、一般客室でも良いので車椅子が回転できる広さを確保して頂いた方がありがたいです。先ほどもさまざまなご発言がありましたけど、今回せつかくこのような会議を開催し、建築設計標準を改正するというのであれば、最低限として何が必要なかを検討して頂きたいです。視覚障害、聴覚障害、それから私たち肢体不自由を含めて、バリアフリー対応の最低ラインをぜひつくって頂いて、客室料金のコストも抑え、できるだけコンパクトにする方向も少し考えて頂いた方が、お互いにとって良いのではないかと感じています。ただ1%の車椅子使用者用客室をつくれれば良い、2%の誘導基準をつくれれば良いということだけではなくて、その先を考えて頂いた方がより現実的だと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【日本女子大学家政学部住居学科 佐藤委員】

- 今までの話を聞いておまして、ホテル・旅館、特徴的な施設ということで、客室がどうあるべきか、というところに意見が多く出ているのかなと思っています。けれども、今回新たに追補版としてつくるわけですから、旅館、あるいはホテル焦点を当てた、客室以外の共用部分（資料4の目次案：1の（7）ホテル又は旅館における単位空間の設計）に関して、既にある建築設計標準から該当するところをそのまま持ってくるだけではなくて、旅館、あるいはホテルの施設としてどうあるべきかというところを一度精査して、要らないところは省く、追加するところは追加するというようなつくり方が必要ではないかと考えています。また、「用途に焦点をあてて」と考えると、ハード整備と併せてソフト面である人的な対応との連携、例えば、ハードで対応すべきこと、人的に対応すべきこと、ハードで対応できなければ人的な対応で必要最小限の利用を保証することなども追補版作成の視点に入ってくるのかなと思います。そう考えると、「ソフト面の工夫」「人的な対応」が、「客室」の項目の中に入っておりますけれども、ホテル・旅館の共用部における人的対応についても、考えていかなければいけないのではないかと印象を持ちました。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。共用空間についても全く同感で、やはりホテル・旅館、今日の議論では出てきていませんでしたが、例えば日帰り入浴ですとか、宴会ですとか、食事だけレストランを利用するとかという、そういう公共空間もかなり重要ですので、一般的な公共建築物とはちょっと異なるニーズもあるのではないかと思います。そのあたりも含めて議論ができればというように思います。それから、介助も内部だけではなくて旅館・ホテルの業界が外の事業者をお願いをするというようなこともあるかと思っています。どこまで建築設計標準に書けるかということはあると思いますが、建設設計標準の中で、設計者の方、事業者の方々にもわかりやすいという方向で検討できればというように思います。

【全日本ろうあ連盟 吉野委員】

- これまでのお話の中で、当然、バリアフリー化ということがありますが、あわせて人的対応という

ところで、やはり聞こえない人の場合は筆談対応、又は身振り等々で配慮をお願いしたいというように思います。それで、お願いがあります。次回の会議までにこの資料につきましては、私たちは手話を見ながら資料を見るというような形になってしまうので、うまく確認ができません。前もって資料を送って頂ければ、事前に読み込んでから会議の中に来て、また議論に参加ができると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。ご配慮頂ければありがたいです。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。また、今日の資料の中にも追加のご意見ですとかご質問を受け付ける用紙が入っているかというように思いますので、メール、ファックス等で遠慮なく事務局のほうにお知らせ頂ければというように思います。今日の皆様方のご意見の中では、できる限り一般客室も含めた UD 化を図っていくためのスペックの洗い直しみたいなことをやっていったらどうだろうか、ということが出てきました。こちらのほうは、究極的にはコストですとか、面積にもかかわってきますが、これまでの建築設計標準とは違う、単に広いものだけではなくて、本当に使いやすいものを追及する検討を行う。そして、それを客室タイプですとかベッド数ですとかを含めたさまざまなバリエーションで対応する検討を行う。こうした検討が結果的には全体の稼働率アップにつながっていく方向になればと思います。そこも含めて、次回検討会においてたたき台を提示して頂ければというように思いますので、一つよろしくをお願いしたいと思います。それでは、一応今日の全体の議論としては、これで終わりにさせて頂きたいと思います。事務局に進行のほう、戻させて頂きたいと思います。ありがとうございます。

6. その他

- 追加意見の提出様式について事務局から説明。追加意見については 10 月 1 日締め切りとする。
- 次回以降の検討会には、緑のファイル（参考資料:4 建築設計標準）を各自、ご持参頂けるよう宜しくお願いいたします。ご持参に際し、手荷物になる方は後日、事務局から郵送させて頂きます。
- 次回以降の委員会予定の確認 ※場所は未定。決まり次第、改めてご連絡させて頂きます。
12 月 3 日（月） 13:30～15:30
1 月 21 日（月） 13:30～15:30

7. 閉会

以上